

平成31年度「民間協働型健やか力啓発事業」企画・運営等業務企画提案競技実施要領

1 趣旨

- ・青森県では、糖尿病の3大合併症を発症している人の割合が高く、また症状が重症化してから生活習慣を改善する人が多いこともあり、糖尿病の年齢調整死亡率が高い状況にあります。その背景には、健康意識や知識の不足などにより、生活習慣の改善や適切な受診がなされず放置される場合が多いなど、自らの健康に対して、気を使わない傾向がみられます。そこで、健診を受診しないなど、健康に無関心な層へのアプローチを進めるために、関心の有無にかかわらず誰もが利用するスーパーマーケット（以下「スーパー」という。）に来ると知識の教授がされ、買物するだけで健康になるような環境づくりなど、これまでと異なる手法で新しい普及啓発をすすめることが必要となります。
- ・このようなことから、専門的な知見とアイデア、ノウハウを生かし、本人が意識しないうちに健康になる環境づくりや、無関心層に対する積極的な介入となる内容の企画・運営等業務についてプロポーザル方式により選定した業者に委託することとし、所要の実施要領を定めるものとします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

平成31年度「民間協働型健やか力啓発事業」企画・運営等業務

※ 年度表記については変更になる可能性があります。

(2) 業務内容

関心の有無にかかわらず誰もが利用する場所として、最も効果があると考えられるスーパーにおいて、健康づくりの知識を普及するために、次のことを行うものとする。

ア 「ディスプレイコンテスト」の開催

- ・糖尿病に関する正しい知識の普及と高血糖の予防に寄与できる生活習慣をPRする売場作り（ブース）をスーパーに依頼するための説明会（講師は当課で調整）の運営を行う。
- ・各スーパーの創意工夫を評価するために、専門家等によるブースのコンテストを開催する。
- ・コンテスト自体が普及啓発や周知の機会になるような工夫をする。
- ・コンテスト順位に応じた対価を賞金や記念品以外で検討する。

イ スーパー店頭における普及啓発の実施

- ・ディスプレイを動機付けに、自分が高血糖かどうか気になった人が速やかに自分の状況を確認することや、健診受診率の向上、その他の生活習慣病に関する知識の普及啓発の実施、また専門家の助言が受けられる環境を提供する。
- ・月1回県内40市町村を目標にスーパーでの啓発を11月から3月に実施する。

ウ 店頭PRの効果測定

- ・スーパーにおいて、上記ア及びイを行うことで、売上げに寄与できたかどうかを調査（依頼先は当課で調整）するための補完的作業を行う。

エ 民間企業に対して行う研修会

- ・県内3か所で行う生命保険会社外交員向け研修会の運営補助を行う。

オ その他必要な業務

- ・県が行う業務についての補足支援など、その他の必要な業務を行う。

(3) 履行期限

平成32年（2020年）3月31日（火）

3 委託料

4,762,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 業務に係る全ての経費を含むものとする。

4 参集範囲

- ・2（2）の業務内容が実施可能な青森県内に本社及び支社がある会社・法人等であり、かつ、次の（1）～（5）の要件を満たすもの。
- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定により、一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - （3）国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
 - （4）平成29年7月3日青森県告示第499号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成30年2月13日青森県告示第95号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成31年2月12日青森県告示第68号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、広告及びイベントに係るもの（業種W）についてAの等級に格付けされた者であること。
 - （5）公告の日の前日から5年以内に国又は地方公共団体が発注した健康づくり普及啓発事業業務の実績を1件以上有すること。

5 提出資料

- ・企画提案書
- （1）仕様：仕上りをA4とする。縦使い、横使いは問わない。
 - （2）提出部数：プレゼンテーション当日8部持参すること。
 - （3）記載必要事項
 - ① 企画案

- ・各スーパーの創意工夫を評価するために、専門家等によるブースのコンテスト開催における審査員案
 - ・コンテスト自体が普及啓発や周知の機会になるような独自案
 - ・コンテスト順位に応じた対価を賞金や記念品以外で行う場合の独自案
 - ・ディスプレイを動機付けに、自分が高血糖かどうか気になった人が速やかに自分の状況を確認することや、健診受診率の向上、その他の生活習慣病に関する知識の普及啓発の実施、また専門家の助言が受けられる環境の提供に対する独自案
 - ・その他、必要となる業務
- ② 実施体制及び作業工程：本業務を受託した場合の貴社・法人内の体制と関わるスタッフの概要（連携をする全ての社、子会社を含む。）、作業工程
- ③ これまでの実績：本業務を受託するにあたり、類似の業務の受託あるいは優位になると思われる、これまでの貴社・法人の実績（地方自治体に限らない。）
- ④ 経費見積書：委託業務内容の実施のために必要な経費（消費税を含む。）について（項目毎の内訳。ただし備品購入費は対象外。）

6 審査方法

- ・審査会を開催し、委託候補者を決定する。
- (1) 審査会の日時及び場所
- 5月23日（木）午前、青森市内
- ※ 時間、場所の詳細については別途通知する。
- (2) 実施方法
- ・提案者は、企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
 - ・プレゼンテーションの時間は1社あたり15分程度とし、その後5分程度の質疑応答を行う。
- (3) 審査方法及び評価基準
- ・県職員で構成する審査員が総合的に評価し、委託候補者を決定する。評価基準については次のとおり。
 - ・企画内容の新規性、訴求力、独自性、的確性、実現性
- (4) 結果の通知
- ・提案者には、採用・不採用に関わらず、選定結果を書面により通知する。
 - ・審査結果についての審査請求は受け付けない。

7 参加方法

別紙「参加回答票」を5月10日（金）（※必着）までに提出すること。
（持参、郵送、FAX）

8 スケジュール

5月 8日（水） 質疑受付期限

5月10日（金）	参加回答票提出期限
5月23日（木）	プレゼンテーション
5月下旬	委託業者決定通知
5月下旬	契約締結・企画案に係る詳細打合せ

9 その他

- (1) 提案書類の作成に当たり質問等がある場合は、所定の期日までFAX又はメールにより照会すること（様式任意）。なお、質問に対する回答は、参加回答票を提出した全社・法人に対し、5月14日（火）までにメールで回答する。
- (2) 提案者の参加に伴う報償費等は支給しない。
- (3) 提出された企画提案書は、委託先選定の審査にのみ使用し、返却しない。
- (4) 企画提案書の差し替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めない。
- (5) 提案数は、1社1案とする。
- (6) 成果品は、データも含め全て県に帰属するものとする。

10 問合せ先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 健やか力推進グループ
TEL 017-734-9283
FAX 017-734-8045
Mail gan-seikatsu@pref.aomori.lg.jp

がん・生活習慣病対策課 健やか力推進グループ あて
FAX：017-734-8045 締切：5月10日（金）

平成31年度「民間協働型健やか力啓発事業」
企画・運営等業務に係る企画提案競技参加回答票

標記につきまして、本返信用紙にて下記にご記入いただき、
平成31年（2019年）5月10日（金）までにご回答くださるようお願いいたします。

社・法人等名	
部署名	
担当者名	
郵便番号・住所	
電話	
F A X	
メールアドレス	